

南海トラフ地震等大規模災害時
における土佐市と土佐警察署
との施設・敷地の貸与協力に関
する協定書

南海トラフ地震等大規模災害時ににおける土佐市と土佐警察署
との施設・敷地の貸与協力に関する協定書

南海トラフ地震等大規模な災害により、土佐警察署（いの警察庁舎を含む。以下「土佐署」という。）が浸水・倒壊するなどして使用不能となった場合（以下「緊急事態」という。）に、高知県土佐市高岡町甲 2017 番地 1 所在の土佐市庁舎（以下「市庁舎」という。）の一部を土佐署災害警備本部（以下「土佐署警備本部」という。）用施設として使用することに関し、市庁舎設置者である土佐市長（以下「甲」という。）と土佐署長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（使用目的）

第 1 条 この協定書は、緊急事態に市庁舎の一部を乙が借用し、土佐署警備本部用施設として使用することを目的とする。

（使用箇所の指定及び範囲）

第 2 条 緊急事態に関し、乙が使用する市庁舎の施設は、あらかじめ甲が指定する次の箇所とする。

(1) 4 階「会議室 1」

(2) 駐車場（甲の指定する箇所）

駐車台数については、必要に応じ、甲と乙が協議の上、都度決定するものとする。

2 乙は、指定された箇所を借用するにあたり、土佐市庁舎管理規則（以下「規則」という。）に定められた範囲で使用するものとする。

（使用期間）

第 3 条 使用期間は緊急事態が発生した時点から、原則として 2 週間以内とする。

（使用申請）

第 4 条 乙は、規則第 17 条に基づき、別添「庁舎使用許可申請書」（以下「申請

書」という。)を甲に提出するものとする。

(使用期間延長の手続き)

第5条 使用期間の延長については、必要により甲、乙双方が協議するものとし、乙は延長する場合、前条と同様に再度、延長する期間にあたる申請書を甲に提出するものとする。

(使用料)

第6条 使用料については、行政財産の目的外使用に関する条例第7条第3号の規定に基づき免除とする。

(原状回復義務)

第7条 乙は本協定第3条又は第5条による使用期間が満了した時は、施設を原状に回復するものとする。

(管理責任)

第8条 甲は、乙が市庁舎を使用するに当たり、発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(緊急事態における土佐署警備本部の開設等)

第9条 乙は、緊急事態発生時には甲又は甲の代決者に対し、土佐署警備本部を開設する必要がある旨を連絡した後、本協定第2条第1項に定める指定箇所に土佐署警備本部を開設することができるものとする。

2 乙は自ら開設指揮を行うほか副署長等に代行指揮を行わせることができるものとする。

(使用箇所の変更及び解約)

第10条 甲が乙に対し、本協定2条に定める箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲、乙双方が協議の上、使用箇所の変更又は本協定の解約をすることができるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙が協定の解約を通知しない限り継続するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印の上、各1通をそれぞれが保有するものとする。

令和 4 年 12 月 20 日

甲 土佐市高岡町甲 2017 番地 1

土佐市長

乙 土佐市高岡町甲 1842 番地 1

土佐警察署長

別紙

令和 年 月 日

土佐市長 様

申請者 住 所 土佐市高岡町甲 1842 番地 1

氏 名 土佐警察署長 印

(連絡先)

庁舎使用許可申請書

下記のとおり、土佐市の市有財産である庁舎及び駐車場を使用したいので申請します。

記

1 所在地 土地 : 土佐市高岡町甲 2017 番地 1

2 使用目的 災害により土佐署が使用不能となったため、土佐署警備本部用施設として使用

3 使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
(日間)

4 使用場所 庁舎 4 階会議室 1、
駐車場 台分

5 使用条件 指示のとおり

6 備考 「南海トラフ地震等大規模災害時における土佐市と土佐警察署との施設・敷地の貸与協力に関する協定書」に基づく申請



